

令和 8 年度 大津市立平野小学校いじめ防止基本方針

はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「**かがやけ笑顔 心ときめき小学校**」を掲げ、その具現化を目指して取り組んでいるところです。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における重要な課題の一つとなっています。

いじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、児童の最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 3 条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「条例」という。）第 2 条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者、地域、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童（生徒）を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童（生徒）が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童（生徒）が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童（生徒）自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童（生徒）一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童（生徒）の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	6月・10月の啓発月間には、全校でいじめについて考えるイベントを持つ。 打出ブロックの生徒会と本校児童会が連携して、いじめ防止に関わる取り組みを計画、実践していく。 本校のいじめ防止キャラクター「くじゃの」を効果的に活用する。
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	各クラスでいじめについて話し合い、「クラスのいじめ防止行動宣言」を決める。 クラスの話し合いを基に「わたしの行動宣言」を決め、日々の行動の指針とする。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	インターネットによる被害、怖さを学ぶために、講師を招いて情報モラル教室を開催する。 NHK for School の「スマホ・リアル・ストーリー」などを利用して、 スマホ、タブレットの正しい使い方を学ぶようにする。

38	相談することの大切さに関する啓発	年度初めの学年集会で、子ども支援コーディネーターや生徒指導の担当者が自己紹介し、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときは、人に話す・聴いてもらうなど、自分が一番相談しやすい方法での相談を促す。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	道徳科の授業に計画的に取り組み、自分のこととして考える道徳教育の実践に努める。 いじめ防止をテーマに本を図書館から借り受けて読み聞かせをする。 NHK for School の道徳番組を利用する等、様々な視点から授業実践を行う。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	人権週間の取り組みはもとより、普段から体験学習や道徳の授業を基本にすべての教育活動で人権意識を培う。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	学び合い学習を積極的に取り入れ、一人ひとりの考えや意見を生かす授業づくりに取り組む。 自分と他者との違いを認め合い、お互いを尊重し合うあたたかな学級づくりに努める。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	異年齢交流として、全校でたてわり活動を行う。 5年生は学区内の保育園、幼稚園の5才児と5・5交流を行う。 児童会中心のH I R A N O若者交流会（小中高連携）

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	年度初めの職員会議に、いじめ防止基本方針について子ども支援コーディネーターによる全員研修会を持ち、共通理解を図る。
44	【重点・必ず実施を】 保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	保護者に対し、いじめ防止基本方針（保護者版）を配布し、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知する。 入学説明会での紹介や学校だより等への掲載等を通じ、重点的に相談の呼びかけを行う。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	いじめ防止基本方針の研修を始めとして、子どもの自尊感情を高める教育の推進などの研修を年3回以上開催する。子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談主任が中心になって指導体制を充実する。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	いじめはどのクラスでもおきることを共通理解した上で、いじめ事案を担当が一人で抱え込むことなく、子ども支援コーディネーターを中心に組織的対応によって解決していく体制を整える。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
「あいさつ・そうじ・聴く」は本校児童の行動目標であることから、毎朝のあいさつ運動を継続するとともに、「平野のそうじ」に沿ったそうじの仕方により、そうじのスキルを高める。 くつ箱をこまめに見回り、児童の変化にも気づくよう努める。
いじめ防止に取り組むにこにこ委員会を組織し、児童の意見を生かしながらいじめをなくすための自主的な活動を展開する。

＊学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童（生徒）の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童（生徒）の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童（生徒）の立場に立って行います。

また、児童（生徒）または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童（生徒）または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童（生徒）の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	子どもアンケートを学期に一回実施し、いじめの早期発見に努める。 アンケート実施後は速やかに子どもと面談をし、さらに詳しい情報の収集や心のケアに努める。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	子どもアンケートに相談希望の項目を設け、気になる子には、早急に個別の面談を設定する。 アンケート後のホットタイムなどを活用し、子どもの悩みを受け止められる環境作りに努める。 5・9月を教育相談月間とし、学期始めの子どもの不安な気持ちを早期に聞き取り、組織的に対応する。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	子ども支援コーディネーター、生徒指導担当、教育相談担当は、校門であいさつをしたり見送りをしたりして、子どもの表情、身体の状態、保護者の付き添い等を見守り、適切な対応をとるようにする。 靴箱や教室の見回りも継続して行う。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	年度はじめの個別懇談会はもちろんのこと、普段から保護者と連絡を取り合い連携して指導を進める。 保護者からの相談をいつでも受けられるよう体制を整える。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	【重点】 子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	毎週行う定例いじめ対策委員会はもちろんのこと、いじめの疑いが報告されたら、すぐに臨時のいじめ対策委員会を開き、情報の共有と組織対応を展開する。 関係者に聞き取りをした場合は、聞き取った事柄を記録に残して保存し、情報の共有ができるようにする。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	いじめの疑い事案を発見した場合は、すぐに子ども支援コーディネーターに連絡し、いじめ対策委員会を開く。 そこで対応を検討した後、役割分担の上、複数対応で情報収集を行う。これを即日に行う。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	いじめ事案については生徒指導部会から学年会を通して、全教員で情報共有できるよう図る。 状況に応じて職員打ち合わせ等でも連絡する。 必要に応じて打出中学校生徒指導協同推進担当とも連携し、ブロック内で情報共有ができるようにする。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
子どもアンケート実施後は、教育相談期間中に、全ての子どもと個別に面談を行う。課題や悩みを抱えている子どもについては、子ども支援コーディネーターが面談をし、必要に応じてスクールカウンセラーにつなぐなど見守りとケアを十分にできるようにする。
年度初めの学年集会に、子ども支援コーディネーター、生徒指導担当が参加して、いじめは絶対に許されない行為であることを子どもたちに伝えとともに、自己紹介をし、学年以外の先生の相談窓口として子どもたちに印象づける。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童（生徒）を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童（生徒）を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童（生徒）の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童（生徒）や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童（生徒）や相談のあった児童（生徒）の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童（生徒）から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童（生徒）の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まらないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対応を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	いじめ対策委員会では、複数で該当児童や周囲の児童への聞き取りによる事実確認を行う。

		事実確認により指導方針を協議し、加害児童への指導、被害児童のケアを行う。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	いじめ事案は謝罪と保護者報告で終わることなく、長期にわたって該当児童の事後の様子を観察し、指導を継続する。その間、該当児童との個別懇談や保護者連絡を継続して行う。
56	インターネット上のいじめへの対応	ネットいじめ事案が発生した場合は、データが出回る恐れがあるため早急に対応する。 子どもだけでなく保護者を巻き込んだ指導が必要になるので、事実確認と指導を即日行い、保護者連絡しスマートフォン等の端末を親子で持ち寄り、謝罪の上データを消去するよう指導する。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	深刻な事案が発生したとき、聞き取りとともにアンケートを実施して状況把握に努める。 アンケート内容や方法についてはいじめ対策委員会で協議した上で決め、慎重に実施する。 実施したアンケートについてはきちんと管理し、保存する。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存する（５年保存）。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	子ども支援コーディネーターなどが聞き取りを行い、関係した子どもで事実確認を行った上で保護者へ事実を知らせる。状況に応じて家庭訪問や面談をおこなう。

② その他（学校独自の取組）

取組目標
本校でのいじめ事案の傾向として、発達課題を持つ児童が関わる事例が多いことから、特別支援コーディネーターと共に、子ども発達相談センター等関係機関やスクールカウンセラーと連携して指導していく。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

（１）役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童（生徒）や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う

- オ) いじめの疑いや児童（生徒）の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童（生徒）等への事実関係の聴取、児童（生徒）に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C Aサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

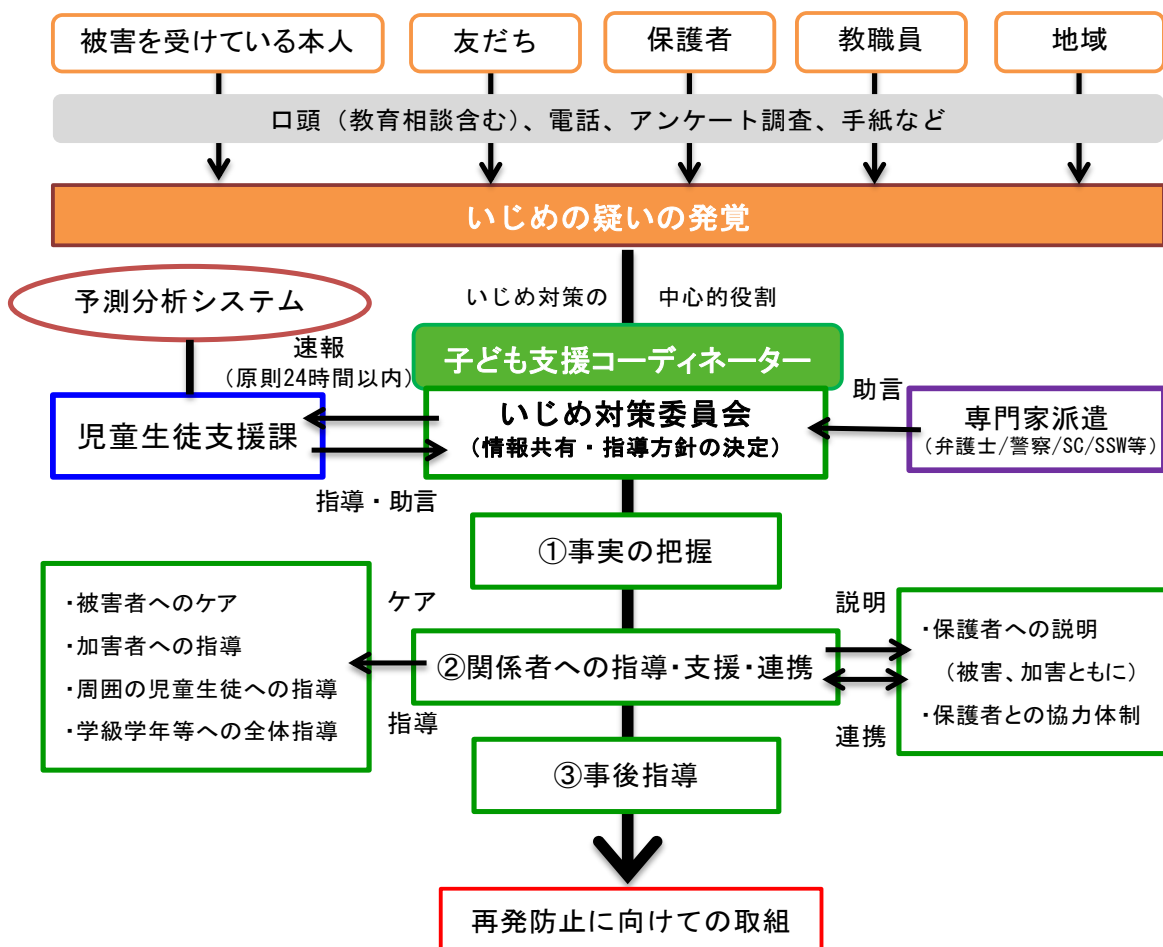
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



- (2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- (1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

- (2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④） 生徒指導部会、職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） 個別の保護者懇談会（④）	
5	教育相談月間（①・②・③）	
6	いじめ防止月間（①・④） こどもアンケート（②） 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会（④） 学級懇談会（④）	にこにこ委員会を中心にした取組
7	保護者懇談会（④）	
8	いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④） 児童会・生徒会サミット（①・②・③・④）	
9	教育相談月間（①・②・③）	情報モラル教育に関連した研修
10	にこにこ集会（①・④） こどもアンケート（②）	にこにこ委員会を中心にした取組
11	学校評価委員会（④） 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会（④） HIRANO若者交流会（①・②・③・④）	

1 2	保護者懇談会 (④)	
1	学校評価 保護者・児童 (①②③④)	
2	こどもアンケート (②) 保護者懇談会 (④) 学校評価委員会 (④) 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会 (④)	
3	「青少年を考えるつどい」 (①・④) 小中連絡会 (④) 保幼小連絡会 (④) 解消会議 (③)	
年間 を通 じて	朝のあいさつ運動、靴箱チェック (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③) 委員会活動 (にこにこ委員会) (①) 教育相談 (②) アンケート後のほっとタイム (①) 解消会議 (③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④